

第 129 回 科学技術部会	資料2
令和 4 年 5 月 20 日	

こども家庭庁の設置について

子ども家庭局母子保健課

- 現在、令和 5 年 4 月 1 日のこども家庭庁設置に向け、こども家庭庁設置法案及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案が国会で審議されているところ。
 - 当該法律案においては、子ども家庭局が所掌する事務（婦人保護事業を除く。）及び障害保健福祉部が所掌する障害児支援に関する事務等が令和 5 年 4 月 1 日からこども家庭庁に移管されることとなっている。
- ※ 移管される予定の研究事業は、以下のとおりである。
- ・ 厚生労働科学研究：健やか次世代育成総合研究事業、政策科学推進研究事業の一部、障害者政策総合研究事業の一部
 - ・ 日本医療研究開発機構（AMED）研究：成育疾患克服等総合研究事業